（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第二条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（法律第百七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続） **第三条**　法律第百五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第百七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 ［削る］ ［削る］ 2　［略］	（法律第百七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続） **第三条**　法律第百五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第百七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に次の書類を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 一　法律第百五十五号附則の規定による扶助料の裁定告知書 二　前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付） **第十条**　［略］ ［削る］	（互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付） **第十条**　［同上］ 2　前項の場合において、互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を添えることを要する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○総務省令第百十号

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）第一条の規定を実施するため、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（寄付金の配分を受けるための申請） **第二条**　令第二条第一項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書を添付することができる。	［新設］